

事務名	旅館業変更、停止、廃止の届出
根拠法令	旅館業法施行規則第4条

旅館業を営む者は、第一条、第二条及び前条の申請書に記載した事項（営業の種類を除く。）に変更があつたとき又は営業の全部若しくは一部を停止し若しくは廃止したときは、十日以内に、その営業施設所在地を管轄する都道府県知事にその旨を届け出なければならない。